

JA 信州諏訪
令和7年度 JA 支援事業 「農業振興サポート事業」
次世代へつなぐ安心で豊かな地域ブランドづくり

農業生産基盤の強化による産地の維持と生産販売額の維持・拡大を実現するため、組合員が行った重点品目の生産拡大や農作物全般の品質向上などに向けたさまざまな取組みに対して助成金を交付する「農業振興サポート事業」を令和7年度から令和9年度の3カ年計画で取組んでいます。

農作物全般に係わる作柄安定・品質向上・省力化・低コスト対策事業

単位：千円

品 目	方針内容	助成内容	事業費	助成金(予算額)
野菜・花き・果樹・直売所	夏場高温時の品質維持対策、遮光資材の導入の取組み	ふあふあ・カルクール・クールホワイト・ダイオネット・ダイオラッセル・ダイオミラー・ホッソカバー・ハイマツ・サニークート・ベタロン・パスライト・パオパオ・アピール・サンサンネット・LS スクリーン・すっきりネット他… 助成率15%以内	24,600	3,690
	ハウス周りへの害虫侵入防止資材導入の取組み	組合が認めた循環扇(エアビーム、つま換気他)… 助成率15%以内 (助成金上限戸当り 5万円)	2,400	360
	夏場高温時の品質維持対策、および冬場の燃料コスト削減	組合が認めた灌水ポンプ… 助成率15%以内 (助成金上限戸当り 5万円)	2,100	315
	夏場高温時の品質維持対策、灌水ポンプの導入の取組み	組合が認めた灌水チューブ資材(スミホース、スプリングラーなど)… 助成率15%以内	2,800	420
	安定生産対策、灌水チューブの導入への取組み	組合が認めた有機質堆肥の導入… 助成率15%以内 (原村堆肥・すわこ堆肥 トン単位購入)	6,000	900
野菜・直売所	安定生産、品質維持対策への土づくり	組合が認めたトンネル支柱(8尺、9尺)… 助成率15%以内 (助成金上限戸当り 5万円)	2,000	300
野 菜	病害虫防除対策への取組み	組合が認めた育苗用トレイ(育苗用ポリポット・プラグトレイ・スチロールトレイ・セルトレイなど)… 助成率15%以内 (助成金上限戸当り 10万円)	3,000	450
	難防除病害虫対策への取組み	組合が認めたおとり大根種子、D-D 購入費用… 助成率25%以内 (助成金上限戸当り 10万円)	10,000	2,500
セルリー	健全な生育促進による安定生産に向けた取組み	セルリー栽培に使用するユニフォーム粒剤… 助成率25%以内 (助成金上限戸当り 20万円)	21,000	5,250
野菜・花き	セルリー以外の栽培に使用するユニフォーム粒剤… 助成率25%以内 (助成金上限戸当り 10万円)	セルリー以外の栽培に使用するユニフォーム粒剤… 助成率25%以内 (助成金上限戸当り 10万円)	3,000	750
	連作障害対策への取組み	組合の認めた土壌消毒専用被覆フィルム(ハイバリアー、バリアスター)… 助成率25%以内 (助成金上限戸当り 5万円)	4,800	1,200
	収穫台車の導入による労力軽減と規模拡大	組合が認めた収穫台車、部材… 助成率15%以内 (助成金上限戸当り 5万円)	4,000	600
	ビニール巻上げ式設備設置による展張作業省力化の取組み	天井巻上設備骨材および部品、天井被覆材… 助成率15%以内 (助成金上限戸当たり 5万円)	4,000	600

重点品目の生産拡大に向けた地域農業振興計画に必要な事業

単位：千円

品 目	方針内容	助成内容	事業費	助成金(予算額)
野菜・直売所	新品目の出品に向けた小玉スイカの生産拡大	組合の認めた苗購入(ピノガール)… 助成率15%以内	400	60
果樹・直売所	電動工具による労力軽減、省力化への取組み	組合が認めた電動ハサミ… 助成率15%以内 (助成金戸当たり上限 5万円)	700	105

環境に配慮した農業の推進事業

品 目	方針内容	助成内容	事業費	助成金(予算額)
野菜・花き・直売所	生分解マルチ使用による産業廃棄物削減への取組み	生分解性マルチ… 助成率25%以内 (助成金上限戸当り 5万円)	11,200	2,800

農産物等安全安心に係わる事業

単位：千円

品 目	方針内容	助成内容	事業費	助成金(予算額)
野菜・花き・果樹・直売所	除草剤専用防除機の導入による事故防止	背負動噴(エンジン式またはバッテリー式)… 助成率15%以内 (助成金上限戸当り 3万円)	3,600	540

直売所品目拡大事業

単位：千円

品 目	方針内容	助成内容	事業費	助成金(予算額)
野菜・直売所	需要がある品目の作付拡大と高品質生産の取組み	組合が認めた播種機(ごんべえ、ポットル、シーダー播種機、種まき君、植えまき君、アルミレンパ、ハンドプランター、散太 他)… 助成率15%以内 (助成金上限戸当り 5万円)	2,000	300

新規就農者・意欲ある担い手への恒常的支援事業

単位：千円

品 目	方針内容	助成内容	事業費	助成金(予算額)
新規就農者・担い手・里親	里親研修に係る里親への支援	受入れ研修生1名につき12万円/年	360	360
	地域の中心となる農業者への助成	新規で認定された認定農業者1万円	140	140
	親元就農した農業者への助成	事業期間中に認定農業者の元で専従者給与を受け親元就農し、且つ、将来的に経営移譲見込まれる経営体へ 5万円	500	500

酪農・畜産振興に係わる事業

単位：千円

品 目	方針内容	助成内容	事業費	助成金(予算額)
酪農畜産	酪農経営基盤強化対策…ホルスタインの導入により安定的な搾乳量の確保と搾乳量増加の取組み	導入牛の購入費補助… 助成率10%以内 (助成金上限戸当り 40万円)	10,000	1,000
	素牛、子豚導入推進対策…良質な素牛、子豚導入確保による農家手取り確保の取組み	素牛、子豚導入に対し、導入費助成… 助成率10%以内 (助成金上限戸当り 40万円)	5,000	500
	優良繁殖雌牛・種豚確保対策…計画的に優良繁殖雌牛・仔種豚を導入することで良質素牛・豚を生産し繁殖農家販売金額向上への取組み	繁殖雌牛、種豚一頭の導入に対し導入費助成… 助成率10%以内 (助成金上限戸当り 40万円)	3,600	360
	規模拡大施設対策、畜産酪農の規模拡大、乳質改善などのために行った畜舎新築、バルク、ミルカーなどの搾乳施設整備の取組み	畜舎新設、バルク、ミルカーの整備、糞尿処理機材にかかわった費用のうち組合が認めた費用の助成… 助成率10%以内 (助成金上限戸当り 100万円)	6,000	600
	自給飼料生産増進対策…飼料高騰により自給飼料の生産拡大を図る	草地更新、デントコーン増産 組合が認めた自給飼料生産のための種子購入に助成… 助成率10%以内	4,000	400

※1 導入資金の必要な受益者(生産者)については、金融部・融資課とタイアップし事業推進を図ります。

※2 融資で後押しがらばる農家応援事業Ⅲ等との重複は助成対象としない。

※3 事業費は税込とする。

合 計	137,200	25,000
-----	---------	--------

お問合せ

営農部 営農企画課

TEL. 0266-71-2700

JA 支援事業 「農業振興サポート事業」 実施要領

3 ヶ年計画（令和7年度～令和9年度）全体目標「魅力ある農業経営と活気ある産地づくり」に基づき、農業生産基盤づくりによる農業生産の維持拡大と生産販売額の維持確保を実現するため「農業振興サポート事業」実施要領を設置し、事業を実施します。

（目的）

第1条 この要領は、3 ヶ年計画（令和7年度～令和9年度）全体目標「魅力ある農業経営と活気ある産地づくり」に基づき、農業生産基盤づくりによる農業生産の維持拡大と生産販売額の維持確保を実現することを目的とした、JA 支援事業「農業振興サポート事業」事業実施方法書により購入した正組合員へ助成金を交付するものとし必要な事項を定める。

（対象事業）

第2条 対象とする事業は、農業振興・安定生産・生産拡大に関する次の事業とする。

- 1 農作物全般に係わる作柄安定・品質向上・スマート農業による省力化・低コスト対策事業。
- 2 重点品目の生産拡大に向けた地域農業振興計画に必要な事業。
- 3 新規就農者・意欲ある担い手への恒常的支援事業。
- 4 農産物等安全安心に係わる事業。
- 5 酪農畜産振興に係わる事業。
- 6 直売所品目拡大事業。
- 7 その他、支援が必要とする組合長の認めた事業。

（事業対象者）

第3条 補助対象者は、以下の者とする。

- 1 正組合員で、事前に組合の承認を受けた者。
- 2 前条に定める対象事業を十分活用できる者。

（助成内容）

第4条 助成内容は、別に定める事業実施方法書による。

- ② JA 補助事業、国庫事業及び県単独補助事業等との事業の重複は助成対象としない。但し、市町村の単独事業は可とする。

（適用条件）

第5条 支援対象となる事業は、令和7年度から令和9年度の3 ヶ年に実施する第2条に定める対象事業とする。

- ② 適用条件は前項の対象事業で、事前に組合の承認を受け、その年度の11月末日までに事業実施申請書が提出され、12月末日迄にその代金支払いが完了された施設・資材等とする。

（助成方法）

第6条 助成金は、申請された事業の実施を確認後に支払いする。但し、予算額に応じた配分とする。

（原 資）

第7条 助成金は、営農指導直接費より支出する。

- ② JA 信州諏訪農業開発積立金、JA 長野県農業開発基金等を原資とする。

（改 廃）

第8条 この要領は理事会決定により設定する。なお、目的に反しない範囲での軽微な改正は組合長が行なう。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月25日理事会決定後、事業開始年度のみ令和7年3月1日まで遡及し施行する。
- 2 この要領は、事業終了をもって廃止する。

※導入資金の必要な方は、金融部融資課とタイアップして事業推進を図ります。

※本事業へのお問い合わせは営農企画課、または各営農センター、資材店舗へ相談ください。